

佐賀県税条例施行規則及び佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 1月25日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第 1 号

佐賀県税条例施行規則及び佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

(佐賀県税条例施行規則の一部改正)

第 1 条 佐賀県税条例施行規則(昭和30年佐賀県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
(諸様式) 第 2 条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)、 条例及びこの規則(以下「規則」という。)の規定に規定する書 類の様式は、次の表に掲げるところによる。			(諸様式) 第 2 条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)、 条例及びこの規則(以下「規則」という。)の規定に規定する書 類の様式は、次の表に掲げるところによる。		
様式番号	様式名	関係条項	様式番号	様式名	関係条項
略			略		
様式第19号	<u>土地・家屋異動通知書</u>	条例第63条	様式第19号	<u>土地家屋異動通知書</u>	条例第63条
			その1	<u>(土地)</u>	
			様式第19号	<u>土地家屋異動通知書</u>	条例第63条
			その2	<u>(家屋)</u>	
略			略		

様式第11号その1を次のように改める。

法人県民税・事業税・特別税 更正（決定） 加算金決定 通知書

年 月 日

納番	
----	--

（所在地）

（法人名）

県税事務所長 印

以下のとおり更正（決定）したので通知します。

事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日		指定納期限	年 月 日		
区分			更正後	更正前	差引不足額	
法人 県民 税	課税標準の総額					
	課税標準額 (ア)					
	税額	(ア) × %	(イ)			
	外国の法人税等の額の控除額		(ウ)			
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額		(エ)			
	利子割額の控除額		(オ)			
	算出法人税割額 (イ)-(ウ)-(エ)-(オ)		(カ)			
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		(キ)			
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額		(ク)			
	法人税割額計 (カ)-(キ)+(ク)		(ケ)			
	均等割額		(コ)			
	法人県民税合計 (ケ)+(コ)					
	利 子 割	利子割額		(サ)		
		控除した金額		(シ)		
控除することができなかった金額		(ス)				
既に還付を請求した利子割額		(セ)				
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (セ)-(ス)						
法人 事業 税	所得 割	課税標準の総額				
		課 税 標 準 額	年 万円以下	(ソ)		
			年 万円超 万円以下	(タ)		
			年 万円超	(チ)		
			計			
	軽減税率不適用		(ツ)			
	税 額	(ソ) × %				
		(タ) × %				
		(チ) × %				
		(ツ) × %				
計		(テ)				

付加価値割	課税標準の総額					
	課税標準額 (ト)					
	税額	(ト) × %	(ナ)			
資本割	課税標準の総額					
	課税標準額 (ニ)					
	税額	(ニ) × %	(ヌ)			
収入割	課税標準の総額					
	課税標準額 (ネ)					
	税額	(ネ) × %	(ノ)			
法人事業税の合計税額 (ナ)+(ヌ)+(ノ)			(ハ)			
仮装経理に基づく事業税額の控除額			(ヒ)			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額			(フ)			
算出税額 (ハ)-(ヒ)-(フ)						
地方法人特別税	基準法人所得割額 (ヘ)		(ハ)			
	税額	(ハ) × %	(ホ)			
	基準法人収入割額 (ノ)		(マ)			
	税額	(マ) × %	(ミ)			
	地方法人特別税の合計税額 (ホ)+(ミ)			(ム)		
	仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額			(メ)		
	租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額			(モ)		
	算出税額 (ム)-(メ)-(モ)					

加算金区分		対応税額	乗率	加算金額	合計額
不申告加算金	対応税額(通常分)		%		
	対応税額(加算分)		%		
過少申告加算金	対応税額(通常分)		%		
	対応税額(加算分)		%		
重加算金	対応税額		%		

税務官署(法人税)の申告処理年月日・申告処理区分				
県の自主決定日				
分割基準	区分	県民税	事業税	
			従業者数(人)・発電用固定資産価額(円)	事務所数(箇所)・固定資産総価額(円)

注 1 この更正・決定・加算金決定は、以下の規定によるものです。
 地方税法第20条の9の3
 地方税法第72条の39
 地方税法第55条
 地方税法第72条の41

地方税法第72条の41の2

地方税法第72条の46又は第72条の47

地方法人特別税等に関する暫定措置
法第10条

地方法人特別税等に関する暫定措置法第15条

2 納付場所 同封の納付（納入）書の裏面に記載しています。

3 延滞金の計算

(1) 法定納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額）に相当する額が延滞金額となります。

(2) (1)の計算をするにあたって、納付すべき税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

(3) 延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

4 納期限までに納付がない場合

この通知書により納付すべき金額を指定納期限までに納付されないため督促を受け、かつ、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることになります。

5 処分に不服がある場合

(1) この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事（2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所の所在する都道府県の知事）に対して審査請求をすることができます。

なお、佐賀県知事に対する審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

(2) この処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。ただし、2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所の所在する都道府県の知事になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第14号その1中

<p>1 納付場所</p> <p>(1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p>(2) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p>Pay - easy対応のATM（みずほ銀行及び三井住友銀行に限る。）及びインターネットからも納付することができます。</p> <p>なお、インターネット専門銀行を利用する場合には、楽天銀行に限ります。</p> <p>詳しくは、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)を御参照ください。</p>	<p>2 納期限までに税金を納めなかった場合</p> <p>(1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）に、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）を加算して納めてください。</p> <p>(2) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。</p> <p>(3) この税金を納期限までに納付されないため督促を受け、かつ、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることになります。</p> <p>3 課税に不服がある場合</p> <p>(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>(2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ア 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
---	--

を

1 納期限までに税金を納めなかった場合

- (1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）に、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）を加算して納めてください。
- (2) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。
- (3) この税金を納期限までに納付されないため督促を受け、かつ、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることになります。

2 課税に不服がある場合

- (1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。
- (2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
ア 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。
イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 納付場所

- (1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの
- (2) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの

に改める。

バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。

Pay - easy対応のATM及びインターネットからも納付することができます。

詳しくは、佐賀県のホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）を御参照ください。

様式第14号その2を次のように改める。

個人事業税納税通知書

口座振替用

様

年分所得税の申告等による個人事業税の明細

課税年度	年度	期別		
振替明細	今回決定額	課税標準額 (千円)	税額 (円)	
			%	
	既に納付の 確定した額	課税標準額 (千円)	税額 (円)	
			%	
差引納付額			円	
期別納付額	期 (月 日から 月 日まで)			
				円
	期 (月 日から 月 日まで)			
				円
納番				

左記の県税については、下記の御指定の預金口座から引き落とされます。

指定 口座	金融機関	
	預金種別	口座番号

期別の振替日は以下のとおりです。口座振替日の残高不足に御注意ください。

口座振 替日	期振替日
	期振替日

この税金は、地方税法第72条の2及び佐賀県税条例第47条の規定により課税されるものです。

年 月 日

県税事務所長 印

- 1 この税金は、御指定の金融機関の預金口座から振替納税されますので、預金残高の確認をお願いします。
- 2 この税金の口座振替を停止されるときは、御指定の金融機関又は所管県税事務所にお申し出ください。
なお、所管県税事務所への申出は、納期限（振替日）の7日前までにお願いします。

県税事務所名	担当課	電話番号	所在地	郵便番号
佐賀県税事務所	納税課	0952 - 30 - 3162	佐賀市八丁畷町 8 番 1 号	849 - 0925
唐津県税事務所	納税課	0955 - 73 - 1551	唐津市二夕子三丁目 1 番 5 号	847 - 0861
武雄県税事務所	納税課	0954 - 23 - 3103	武雄市武雄町大字昭和265番地	843 - 0023

3 口座振替ができなかった場合（期限後納付の場合）

- (1) 預金残高の不足等により口座振替ができなかった場合において、この税金を納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその税額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）につき、年 14.6 パーセント（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第 3 条の 2 各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）を加算して納めてください。
- (2) 延滞金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。
- (3) この税金について督促を受け、かつ、督促状を発送した日から起算して 10 日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることとなります。

4 課税処分に不服がある場合

- (1) この処分に不服があるときは、この納税通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副 2 通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

- (2) この処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求をした日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第14号その3中

<p>1 納付場所</p> <p>(1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p>(2) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p>Pay - easy対応のATM（みずほ銀行及び三井住友銀行に限る。）及びインターネットからも納付することができます。</p> <p>なお、インターネット専業銀行を利用する場合には、楽天銀行に限ります。</p> <p>詳しくは、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)を御参照ください。</p>	<p>2 納期限までに税金を納めなかった場合</p> <p>(1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）に、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）を加算して納めてください。</p> <p>(2) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。</p> <p>(3) この税金を納期限までに納付されないため督促を受け、かつ、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることになります。</p> <p>3 課税に不服がある場合</p> <p>(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税務所を經由して提出してください。</p> <p>(2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ア 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
---	--

を

1 納期限までに税金を納めなかった場合

- (1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）に、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）を加算して納めてください。
- (2) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。
- (3) この税金を納期限までに納付されないため督促を受け、かつ、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることになります。

2 課税に不服がある場合

- (1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。
- (2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
ア 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。
イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 納付場所

- (1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの
- (2) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの

バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。
Pay - easy対応のATM及びインターネットからも納付することができます。

詳しくは、佐賀県のホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）を御参照ください。

に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
<p>様式第14号その4 略 (裏)</p> <table border="1" data-bbox="235 430 1104 1367"> <tr> <td data-bbox="235 430 757 1367"> <p>納付場所 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p>指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p>Pay - easy対応のATM(みずほ銀行及び三井住友銀行に限る。)及びインターネットからも納付することができます。</p> <p>なお、インターネット専門銀行を利用する場合には、楽天銀行に限ります。</p> <p>詳しくは、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)を御参照ください。</p> </td> <td data-bbox="757 430 1104 1367"></td> </tr> </table>	<p>納付場所 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p>指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p>Pay - easy対応のATM(みずほ銀行及び三井住友銀行に限る。)及びインターネットからも納付することができます。</p> <p>なお、インターネット専門銀行を利用する場合には、楽天銀行に限ります。</p> <p>詳しくは、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)を御参照ください。</p>		<p>様式第14号その4 略 (裏)</p> <table border="1" data-bbox="1162 430 2027 1367"> <tr> <td data-bbox="1162 430 1684 1367"> <p>納付場所</p> <p><u>1</u> 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p><u>2</u> 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p><u>バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。</u></p> <p>Pay - easy対応のATM及びインターネットからも納付することができます。</p> <p>詳しくは、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)を御参照ください。</p> </td> <td data-bbox="1684 430 2027 1367"></td> </tr> </table>	<p>納付場所</p> <p><u>1</u> 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p><u>2</u> 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p><u>バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。</u></p> <p>Pay - easy対応のATM及びインターネットからも納付することができます。</p> <p>詳しくは、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)を御参照ください。</p>	
<p>納付場所 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p>指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p>Pay - easy対応のATM(みずほ銀行及び三井住友銀行に限る。)及びインターネットからも納付することができます。</p> <p>なお、インターネット専門銀行を利用する場合には、楽天銀行に限ります。</p> <p>詳しくは、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)を御参照ください。</p>					
<p>納付場所</p> <p><u>1</u> 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p><u>2</u> 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p><u>バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。</u></p> <p>Pay - easy対応のATM及びインターネットからも納付することができます。</p> <p>詳しくは、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)を御参照ください。</p>					

様式第15号中

物件種別	物件所在地

を

物件種別	取得事由	物件所在地

に、

<p>1 納付場所</p> <p>(1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p>(2) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p>Pay - easy対応のATM（みずほ銀行及び三井住友銀行に限る。）及びインターネットからも納付することができます。</p> <p>なお、インターネット専門銀行を利用する場合には、楽天銀行に限ります。</p> <p>詳しくは、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)を御参照ください。</p>	<p>2 納期限までに税金を納めなかった場合</p> <p>(1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）に、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）を加算して納めてください。</p> <p>(2) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。</p> <p>(3) この税金を納期限までに納付されないため督促を受け、かつ、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることになります。</p> <p>3 課税に不服がある場合</p> <p>(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>(2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ア 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
---	---

を

1 納期限までに税金を納めなかった場合

- (1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）に、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）を加算して納めてください。
- (2) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。
- (3) この税金を納期限までに納付されないため督促を受け、かつ、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることになります。

2 課税に不服がある場合

- (1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。
- (2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ア 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。
- イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 納付場所

- (1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの
- (2) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの

に改める。

バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。

Pay - easy対応のATM及びインターネットからも納付することができます。

詳しくは、佐賀県のホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）を御参照ください。

様式第19号を削り、様式第18号の次に次の2様式を加える。

様式第 19 号その 1

土地家屋異動通知書（土地）

/

登記受付年月日	
課税年月	
保留区分	

納税者番号		枝番	
	管理事務所		県税事務所

権利者			
区分	住所	氏名	持分

義務者	
住所	氏名

物件						
番号	所在番地			地目	地積 (m ²)	持分
	登記原因	取得年月日	造成費	価格 (m ² 単価)	算出価格	

控除コード 1	控除額 1 (円)	控除コード 2	控除額 2 (円)
3 条許可日	5 条受理許可日	指令番号	

備考			
課税価格	, , 000円	5 条転用	受理・許可 目的
免許税額	, , 00円	促進法の有無	有・無
競落価格	, , 円		

様式第 19 号その 2

土地家屋異動通知書（家屋）

/

登記受付年月日	
課税年月	
保留区分	

納税者番号		枝番	
	管理事務所		県税事務所

権利者			
区分	住所	氏名	持分

義務者	
住所	氏名

物件							
番号	所在番地		取得年月日	種類	構造	階層	持分
	家屋番号	登記原因	床面積(㎡)	うち住宅(㎡)	価格(円)		

控除コード 1	控除額 1 (円)	控除コード 2	控除額 2 (円)

備考	登記附属家記入欄
課税価格 , ,000 円	附 1 _____
免許税額 , , 00 円	附 2 _____
競落価格 , , 円	附 3 _____

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
様式第24号				様式第24号			
略				略			
略				略			
徴収猶予すべき税額及び期間等				徴収猶予すべき税額及び期間等			
<u>納税通知</u> 番号	課税標準額	税額	期間	<u>課税番号</u>	課税標準額	税額	期間
		円	自 年 月 日 至 年 月 日			円	自 年 月 日 至 年 月 日
略				略			

様式第30号、様式第38号、様式第39号、様式第50号及び様式第53号の5を次のように改める。

年 月 日

様

県たばこ税 更正（決定） 通知書
加算金決定

県税事務所長 印

課税標準数量
県たばこ税の 税額 については、次のとおり更正（決定）しましたので、
加算金額
地方税法第 74 条の 20、第 74 条の 21、第 74 条の 22、第 74 条の 23 及び第 74 条の 24 の規定により通知し、同法第 13 条の規定により告知します。
不足税額及びこれに対する加算金は、納入（納付）書により、納入（納付）期限までに佐賀県指定金融機関で納入（納付）してください。

月別	区分	更正（決定）		申告（更正・決定）		不足税額 (-)	加算金		延滞金
		課税標準	税額	課税標準	税額		区分	金額	
	旧 3 級品以外	本	円	本	円	円		円	円
	旧 3 級品								
	旧 3 級品以外								
	旧 3 級品								
	旧 3 級品以外								
	旧 3 級品								
	旧 3 級品以外								
	旧 3 級品								
徴収金合計 (+ +)									円

注 1 不足額については、申告書提出期限の翌日から納入（納付）の日までの期間の日数に応じ、不足税額（不足税額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその金額が

2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年 14.6 パーセント(この通知書により指定された期限までの期間又はその納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算された金額に相当する延滞金額(地方税法附則第 3 条の 2 各取に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額)を加算して徴収します。

2 「延滞金」欄に掲げた金額は、この通知書の通知日までのものですから完納の日まで更に法律による金額が加算されます。

備考 1 この更正(決定)に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副 2 通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

2 この更正(決定)の取消しの訴えは、1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、異議申立てに対する裁決を経ないでこの処分取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

		審査印		課税台帳番号	
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>		年 月分 ゴルフ場利用税納入申告書 県税事務所長 様			
		登録番号		申告年月日	年 月 日
特別徴収義務者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
	個人番号又は法人番号(右詰で記載)				
	所在地				
ゴルフ場	名称				
	区分	税率	利用人員	税額	備考
通常税率による利用	円	人	円		
軽減税率による利用					
非課税による利用	/		/		
課税免除による利用	/		/		
合計	/		/		

注 印の欄は、記入しないでください。

年 月 日

様

ゴルフ場利用税 更正(決定) 通知書
加算金決定

県税事務所長 印

課税標準
ゴルフ場利用税の 税額 について、次のとおり更正(決定)しましたので、地
加算金額
方税法 87 条、第 88 条、第 89 条、第 90 条及び第 91 条の規定により通知し、同法第 13 条
の規定により告知します。
不足税額及びこれに対する加算金は、納入書により、納入期限までに佐賀県指定金融機
関等で納入してください。

ゴルフ場名

納入期限

月別	更正(決定)		申告(更正・決定)		不足税額 (-) 円	加算金		延滞金 () 円
	課税標準	税額	課税標準	税額		区分	金額	
年 月分	人	円	人	円			円	
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
							+ +	円

注 1 不足額については、申告書提出期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額(不足税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書により指定された期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算された金額に相当する延滞金額(地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額)

を加算して徴収します。

- 2 「延滞金」欄に掲げた金額は、この通知書の通知日までのものですから完納の日まで更に法律による金額が加算されます。

備考 1 この更正（決定）に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。

- 2 この更正（決定）の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、異議申立てに対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

様

軽油引取税の 徴収不能額等の還付 承認
 納入義務の免除 一部承認 通知書
 申請却下

県税事務所長 印

年 月 日付けで申請があった 徴収不能額等の還付 については、次の
 納入義務の免除 承認
 とおり地方税法第 144 条の 30 の規定により 一部承認 し、通知します。
 申請却下

区 年月	申告税額 (ア) 円	還付又は 免除申請 額 円	承認額 (イ) 円	納入すべ き税額(ウ) (ア)-(イ) 円	納入され た税額(エ) 円	差引還付又は納 入すべき税額 (ウ)-(エ) 円
計						
一部承認又 は申請却下 の理由						
注	還付の額がある場合に、他に未納の徴収金があれば、その徴収金に充当します。					

- 備考 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求書（正副 2 通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、1 の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1) から(3)までのいずれかに該当する場合には、異議申立てに対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から 3 箇月を経過しても判決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

様

軽油引取税 更正（決定） 通知書
加算金決定

県税事務所長 印

課税標準量
軽油引取税の 税額 については、次のとおり更正（決定）しましたので、地方
加算金額
税法第 144 条の 44、第 144 条の 45、第 144 条の 46、第 144 条の 47 及び第 144 条の 48 の
規定により通知し、同法第 13 条の規定により告知します。
不足税額及びこれに対する加算金は、納入（納付）書により、納入（納付）期限までに
佐賀県指定金融機関で納入（納付）してください。

月別	更正（決定）		申告（更正・決定）		不足税額	加算金		延滞金
	課税標準量	税額	課税標準量	税額	(-)	区分	金額	
	リットル	円	リットル	円	円		円	円
徴収金合計 (+ +)								円

注 1 不足額については、申告書提出期限の翌日から納入（納付）の日までの期間の日数に応じ、不足税額（不足税額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその金額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年 14.6 パーセント（この通知書により指定された期限までの期間又はその納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算された金額に相当する延滞金額（地方税法附則第 3 条の 2 各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）を加算して徴収します。

2 「延滞金」欄に掲げた金額は、この通知書の通知日までのものですから完納の日まで更に法律による金額が加算されます。

備考 1 この更正（決定）に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副 2 通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

2 この更正（決定）の取消しの訴えは、1 の審査請求に対する判決を経た後でな

ければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、異議申立てに対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第67号中

<p>1 納付場所</p> <p>(1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p>(2) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p>Pay - easy対応のATM（みずほ銀行及び三井住友銀行に限る。）及びインターネットからも納付することができます。</p> <p>なお、インターネット専業銀行を利用する場合には、楽天銀行に限ります。</p> <p>詳しくは、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)を御参照ください。</p>	<p>2 納期限までに税金を納めなかった場合</p> <p>(1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）に、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）を加算して納めてください。</p> <p>(2) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。</p> <p>(3) この税金を納期限までに納付されないため督促を受け、かつ、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることになります。</p> <p>3 課税に不服がある場合</p> <p>(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>(2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ア 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
---	---

を

1 納期限までに税金を納めなかった場合

- (1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）に、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）を加算して納めてください。
- (2) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。
- (3) この税金を納期限までに納付されないため督促を受け、かつ、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることになります。

2 課税に不服がある場合

- (1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。
- (2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
ア 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。
イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 納付場所

- (1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの
- (2) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの

に改める。

バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。

Pay - easy対応のATM及びインターネットからも納付することができます。

詳しくは、佐賀県のホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）を御参照ください。

様式第99号その2中「行違い」を「行き違い」に、

<p>督促に不服がある場合</p> <p>1 この督促について不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>2 この督促の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する議決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	<p>納付場所</p> <p>指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p>指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p>バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。</p> <p>Pay - easy対応のATM（みずほ銀行及び三井住友銀行に限る。）及びインターネットからも納付することができます。</p> <p>なお、インターネット専業銀行を利用する場合には、楽天銀行に限ります。</p> <p>詳しくは、佐賀県のホームページ（http://www.pref.saga.lg.jp/）を御参照ください。</p>	<p>延滞金</p> <p>1 計算方法</p> <p>延滞金は、納期限の翌日から納付（納入）の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に、1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）に、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合））の割合を乗じて計算して得た金額です。</p> <p>2 端数計算</p> <p>延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p>
--	--	---

を

<p>1 督促に不服がある場合</p> <p>(1) この督促について不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>(2) この督促の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ア 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	<p>2 納付（納入）場所</p> <p>(1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p>(2) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p>バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。</p> <p>Pay - easy対応のATM及びインターネットからも納付することができます。</p> <p>詳しくは、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)を御参照ください。</p>	<p>3 延滞金</p> <p>(1) 計算方法</p> <p>延滞金額は、納期限の翌日から納付（納入）の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）に、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額）です。</p> <p>(2) 端数計算</p> <p>延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p>
--	---	---

に改める。

様式第100号その3を次のように改める。

領収証書

口座振替用

様

納番	
課税年度	年度
実績	
課税区分	
税額	円
納期限	年 月 日

左記の金額を領収しました。

領収日及び領収証書発行番号が印刷されていないものは、無効です。

領収日
年 月 日

領収証書発行番号

県税事務所長 印

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
<p>様式第101号その1の2 略 (裏)</p> <table border="1" data-bbox="235 430 1104 1369"> <tr> <td data-bbox="235 430 757 1369"> <p>納付場所 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p>指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p>バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。</p> <p>Pay - easy対応のATM(みずほ銀行及び三井住友銀行に限る。)及びインターネットからも納付することができます。</p> <p>なお、インターネット専門銀行を利用する場合には、楽天銀行に限ります。</p> <p>詳しくは、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)を御参照ください。</p> </td> <td data-bbox="757 430 1104 1369"></td> </tr> </table>	<p>納付場所 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p>指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p>バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。</p> <p>Pay - easy対応のATM(みずほ銀行及び三井住友銀行に限る。)及びインターネットからも納付することができます。</p> <p>なお、インターネット専門銀行を利用する場合には、楽天銀行に限ります。</p> <p>詳しくは、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)を御参照ください。</p>		<p>様式第101号その1の2 略 (裏)</p> <table border="1" data-bbox="1162 430 2029 1369"> <tr> <td data-bbox="1162 430 1684 1369"> <p>納付場所</p> <p><u>1</u> 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p><u>2</u> 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p>バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。</p> <p>Pay - easy対応のATM及びインターネットからも納付することができます。</p> <p>詳しくは、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)を御参照ください。</p> </td> <td data-bbox="1684 430 2029 1369"></td> </tr> </table>	<p>納付場所</p> <p><u>1</u> 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p><u>2</u> 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p>バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。</p> <p>Pay - easy対応のATM及びインターネットからも納付することができます。</p> <p>詳しくは、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)を御参照ください。</p>	
<p>納付場所 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p>指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p>バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。</p> <p>Pay - easy対応のATM(みずほ銀行及び三井住友銀行に限る。)及びインターネットからも納付することができます。</p> <p>なお、インターネット専門銀行を利用する場合には、楽天銀行に限ります。</p> <p>詳しくは、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)を御参照ください。</p>					
<p>納付場所</p> <p><u>1</u> 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p><u>2</u> 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p>バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り右に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。</p> <p>Pay - easy対応のATM及びインターネットからも納付することができます。</p> <p>詳しくは、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)を御参照ください。</p>					

様式第104号中

<p>この県費送金通知書で還付金の支払いを受けようとされるときは、下記事項に注意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 現金を受領されたときは、下記の「領収書」にその年月日、住所及び氏名を記入し、押印してください。 現金の受領を代理人に委任されるときは、本人が下記の「委任状」に所定の事項を記入し、押印してください。（この「委任状」でなく、別の任意の委任状でもかまいませんが、その場合には、下記の「領収書」に代理人が受領した旨を付記し、押印してください。） この県費送金通知書の発行の日から1年を経過したときは金融機関では支払いをいたしませんので、佐賀県出納局にその旨を申し出てください。 	<p>(注意事項)</p> <p>あなたが納められた県税についての過誤納金を還付しますので、下記事項をお読みのうえ、金融機関の窓口でお受け取りください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「送金小切手」が同封されている場合 <ol style="list-style-type: none"> 現金は、送金小切手に記載されている金融機関の窓口で、送金小切手と引き換えにお受け取りください。 送金小切手の発行の日から1年を経過したときは、送金小切手では支払いを受けられなくなりますので、お早めにお受け取りください。 「送金小切手」が同封されていない場合 <p>現金は、県費送金通知書に記載されている金融機関の窓口で、県費送金通知書と引き換えにお受け取りください。</p> この処分不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。 この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求（異議申立て）に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求（異議申立て）の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求（異議申立て）に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> 審査請求（異議申立て）をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
<p>委任状</p> <p>表記金額の受領に関する 権限を 様 に委任 します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(住所)</p> <p>(氏名)</p>	<p>領収書</p> <p>表記金額を受領しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>(住所)</p> <p>(氏名)</p>

を

この県費送金通知書で還付金の支払いを受けようとされるときは、下記事項に注意してください。

- 1 現金を受領されたときは、下記の「領収書」にその年月日、住所及び氏名を記入し、押印してください。
- 2 現金の受領を代理人に委任されるときは、本人が下記の「委任状」に所定の事項を記入し、押印してください。（この「委任状」でなく、別の任意の委任状でもかまいませんが、その場合には、下記の「領収書」に代理人が受領した旨を付記し、押印してください。）
- 3 この県費送金通知書の発行の日から1年を経過したときは金融機関では支払いをいたしませんので、佐賀県出納局にその旨を申し出てください。

金融機関へ持参される際は、本人（受任者）確認のため、身分証明書の提示を求められますので、御用意ください。

委任状	
表記金額の受領に関する 権限を	様に委任 します。
年 月 日	
(住所)	
(氏名)	

領収書	
表記金額を受領しました。	
年 月 日	
(住所)	
(氏名)	

(注意事項)

あなたが納められた県税についての過誤納金を還付しますので、下記事項をお読みのうえ、金融機関の窓口でお受け取りください。

- 1 「送金小切手」が同封されている場合
 - (1) 現金は、送金小切手に記載されている金融機関の窓口で、送金小切手と引き換えにお受け取りください。
 - (2) 送金小切手の発行の日から1年を経過したときは、送金小切手では支払いを受けられなくなりますので、お早めにお受け取りください。
- 2 「送金小切手」が同封されていない場合
現金は、県費送金通知書に記載されている金融機関の窓口で、県費送金通知書と引き換えにお受け取りください。
- 3 この処分不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。
- 4 この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求（異議申立て）に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求（異議申立て）の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求（異議申立て）に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求（異議申立て）をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 5 当該通知書を受け取られた時までに納付（納入）されておりましたら行き違いですので御了承ください。

に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第108号 納税証明書 住所（所在地） 氏名（名称） 略	様式第108号 納税証明書 住所（所在地） 氏名（名称） <u>屋号</u> 略

（佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正）

第2条 佐賀県産業廃棄物税条例施行規則（平成17年佐賀県規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第19号及び様式第20号を次のように改める。

年 月 日

様

産業廃棄物税の 徴収不能額等の還付 承認 通知書
納入義務の免除 不承認

県税事務所長 印

年 月 日付けで申請があった 徴収不能額等の還付 については、
納入義務の免除

次のとおり佐賀県産業廃棄物税条例第 14 条の規定により 承認 承認 し、通知します。
不承認

区 申告対 象期間	申告税額 (ア)	還付又は 免除申請 額	承認額 (イ)	納入すべ き税額(ウ) (ア)-(イ)	納入され た税額(エ)	差引還付又は納 入すべき税額 (ウ)-(エ)
	円	円	円	円	円	円
計						
不承認の理 由						
注	還付の額がある場合に、他に未納の徴収金があれば、その徴収金に充当します。					

備考 1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副 2 通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、1 の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、異議申立てに対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日から 3 箇月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

様

産業廃棄物税 更正（決定） 通知書
加算金決定

県税事務所長 印

課税標準
産業廃棄物税の 税額 について、次のとおり更正（決定）しましたので、地方
加算金額
税法第733条の16、第733条の17及び第733条の18の規定により通知し、同法第13条の規定
により告知します。

不足税額及びこれに対する加算金は、 年 月 日までに同封の納入（納付）
書により、納入（納付）期限までに佐賀県指定金融機関等で納入（納付）してください。

申告 対象 期間	更正（決定）		申告（更正・決 定）		不足税額	加算金		延滞金
	課税標準	税額	課税標準	税額	(-)	区分	金額	
	t	円	t	円	円		円	円
徴収金合計 (+ +)								円

注 1 不足額については、申告書提出期限の翌日から納入（納付）日までの期間の日数
に依り、不足税額（不足税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000
円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセ
ント（この通知書により指定された期限までの期間又はその納期限の翌日から1月
を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算され
た金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合
等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当す
る額が延滞金額）を加算して徴収します。

2 「延滞金」欄に掲げた金額は、この通知書の通知日までのものですから完納の日
まで更に法律による金額が加算されます。

備考 1 この更正（決定）に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から
起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査
請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。

2 この更正（決定）の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後でな
ければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達
を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となり
ます。）を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。ただ
し、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決

を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県税条例施行規則及び佐賀県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。